官

行期日を定める政令をここに公布する。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施

## 名 御 璽

御

令和七年七月二十五日

内閣総理大臣

石破

茂

政令第二百七十一号

一日とする。
一日とする。
一日とする。
一日とする。
一日とする。
に薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十七号)附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する法律(令和七年法律第三十七号)附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。法律(令和七年法律第三十七号)附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。法律(令和七年法律第三十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和八年五月行期日は令和七年十一月二十日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和八年五月の施行期日を定める政令と関係。

**人閣総理大臣** 

財務大臣

農林水産大臣